

【論 文】

山陰の農地改革と地主 —鳥取県西伯郡大幡村と矢田貝家を事例に—

齋藤邦明

1. はじめに

本稿の課題は、鳥取県西伯郡大幡村と、同村に居住していた地主(在村地主)の矢田貝家を事例に、山陰地域における農地改革の特質を明らかにすることである。まず、この村と地主を事例対象とする意義を述べておくと、近現代鳥取県の地域史研究において、個別町村の行政文書及び地主文書を十年以上にわたって調査・研究した事例は他になく、史料の調査・保存・利活用の点で先進的な事例である¹。そして、同村は鳥取県において広くみられる中山間地域である。矢田貝家は田畑20町ほど(山林を除く)を所有した中規模地主の一人であったが、山陰地域の著名な資産家・名望家である田部家(日本最大の山林地主)や近藤家(たたら事業家)などと比べれば、経営として突出した規模ではなく、数多くいた中小地主の事例の一つとして位置づけることが出来る。

続いて農地改革研究における山陰地域の位置づけを確認する。かつて筆者は、近年の日本の農地改革研究をサーベイし、日本社会(「家」と「村」)との関連づけながら、比較史的に見たときの土地改革としての特徴や、近年の日本の農地改革研究の特徴として市町村レベルの事例研究が進展していることなど明らかにしたことがある²。しかしながら、現状、市町村レベルの事例研究の対象は長野県や新潟県など特定の地域に偏っているという問題を抱えている。また、本稿が対象とする山陰地域の農地改革を扱ったものは、県の農地改革史(『鳥取県農地改革誌』)、県史(『鳥取県史』)、自治体史に限られている。それらは、県ないし町村の農地改革の動向(概要)に主眼があり、個別町村の農地委員会などの農地改革関係文書を用いた事例研究はほぼ行われていない状況である。以下、鳥取県の農地改革に関わる研究状況を確認した後、改めて本稿の位置づけを行う。

まず今日においても、なお日本の農地改革の正史といえるものが、『農地改革顛末概要』である。同書は日本の農地改革の全体像を把握することに力点を置いており、各地域の農地改革についてはあくまで部分的な言及に留まる。その中で、鳥取県に関しては農地委員会選挙の概要や慣行小作権の認定について触れられている³。

続いて、鳥取県の農地改革に関して最もまとまった文献は『鳥取県農地改革誌』である。本書の特徴については、各府県の農地改革史(誌)をサーベイした戸塚喜久によって、次のように位置づけられている⁴。まず刊行時期として、1949年に刊行された『鳥取県農地改革誌』は府県農地改革史の中でも長野県に次いで二番目であり、最も早い部類に属するという。内容構成の面で他の府県と比較すると、鳥取県は訴願・訴訟と、農地委員名簿が「非常に詳しい(◎)」と評価されている⁵。また戸塚は各府県の農地改革の概要を簡潔に述べており、『鳥取県

『農地改革誌』を「本誌は、農地課長の各務武雄を編纂代表者として、全国的に最も早い1949年に刊行された。〔1〕 本県農地改革事業概要、〔2〕 農地改革途上における諸問題、〔3〕 農地調整法よりみた農地改革、〔4〕 農地改革とその後、〔5〕 農地改革と未墾地解放の問題、〔6〕 農地委員会書記の回顧録、の六編より成る」⁶とまとめている。先ほどの内容構成の特徴と照合すると、〔3〕と〔6〕が特に詳述されているといえよう。しかしながら、『鳥取県農地改革誌』に限ったことではないが、各府県農地改革史はそれぞれの府県全体の動向を把握することに力点が置かれているため、本稿が対象とする大幡村などの個別町村への言及は限られている。また本稿が対象とする矢田貝家のような、地主に関する検討はほぼない。『鳥取県農地改革誌』において大幡村に関する記述は、未墾地買収の一覧に「大幡外二(大幡、縣、八郷)、65町4.5反」とあるにとどまり⁷、その詳細は不明である。また、上記で述べたように、農地委員名簿は全て掲載されているため、大幡村の農地委員、専門書記、部落補助員の全氏名は掲載されている。以上に見てきたように、『鳥取県農地改革誌』では、個別町村や特定の地主の詳細を把握することはできない。

そうした中で鳥取県を扱ったものではないが、山陰地域の農地改革研究としては、内藤正中が鳥根県斐川村地域(斐川村は昭和の合併で成立)を事例に、農民運動の影響や農地改革(とりわけ農地等開放実績調査)を検討した先駆的な研究がある⁸。しかしながら、斐川村は平場の水稲単作地帯であり、中山間や山間部を多く持つ山陰の地域特性は十分に検討できていない。

以上を踏まえると、本稿で扱う大幡村と矢田貝家の事例は、山陰地域の農地改革の実証研究において貴重な事例として位置づけることが出来る。筆者は矢田貝家の文書調査および鳥取県下の行政文書調査を2011年より長期間継続して実施してきたことにより、大幡村の農地委員会関係文書、矢田貝家文書、「農地等開放実績調査」(鳥取県立公文書館)などの史料を得ることが出来た。

ここで大幡村をはじめ、矢田貝家に関する自治体史を確認する。大幡村は戦後、昭和の大合併で岸本町となり、平成の合併によって現在の伯耆町となった⁹。そこで、『岸本町誌』を見ると、農地改革に関しては農地改革の経緯(全国的な動向)、鳥取県農林部資料(おそらく「農地等開放実績調査」)から農地の買収・売渡面積、買収対価(1950年8月1日時点の合計値)と、農地委員会・書記・補助員の氏名が掲載されている¹⁰。ゆえに、『岸本町誌』からも、当該地域の農地改革で生じた問題や地主の買収実態は不明である。また矢田貝家の関係地があった『溝口町誌』についても、農地改革の経緯(全国的な動向)と農地買収計画と農地売渡計画の集計値が掲載されるにとどまっております¹¹、内容的に岸本町誌とほぼ同内容である。

『鳥取県史』については、旧版と新版があるが、農地改革に関するものはいずれも資料編のみの刊行となっており、農地改革関連資料を数点挙げるにとどまり、基本的には『鳥取県農地改革誌』に依拠した内容となっている¹²。

また、先に触れた『鳥取県農地改革誌』では他の府県農地改革史と比較して訴願・訴訟の項目が詳しく触れられていることを確認したが、これに関連して、日本全国の異議・訴願・訴訟・小作地取り上げを検討した研究として、野田公夫の業績が挙げられる¹³。野田によれば、日本全国で「異議」約94,000件(買収関係のみ、「売渡」を含めると約104,000件)、「訴願」約

25,000件、「訴訟」約4,000件あったとまとめている。そのうえで、「訴願化率」（市町村農地委員会が処理できなかった比率）と「訴訟化率」（都道府県農地委員会に置いて処理できなかった比率）をそれぞれ算出し、前者が約16%、後者が4%として、ほとんどのケースが市町村農地委員会レベルで処理されていた。このように野田は、農地委員会の行政処理能力の高さを強調している。他方で、小作地取り上げの地域分布では西日本を中心に発生し、中でも中国地方と九州地方で多発したことを指摘している。これらの地域で小作地引き上げが多かった要因としては、「朝鮮半島および大陸への進出基地であった」ことと、「農業零細でありながら市場経済の影響を深く受けていたこと」の2点を挙げている。

以上から、本稿は山陰地域の農地改革に関する本格的な事例研究として位置づけられる。また本稿の利用史料は先に触れたが、他方で一定の制約がある。それは本稿執筆時点で、大幡村農地委員会の議事録が発見できておらず、農地委員会の議事内容は検討出来ない。この点は今後、さらなる史料調査や聞き取り調査などが必要である。

2. 大幡村と矢田貝家の概要

鳥取県西伯郡大幡村は、1889年に、上細見・立岩・吉定・岸本・押口・吉長・遠藤の7か村が合併して成立した近代行政村である¹⁴。矢田貝家は大幡村上細見に居村していた。大幡村の地勢は、鳥取県の西部にあり、日野川流域の微傾斜地で、町域の約25%が田畑、約40%が山林を占めていた。町の東側に大山があり（大山寺まで約13km）、大山山麓の村であると共に、町の北西方面には米子町があり（1927年から米子市、米子駅まで約13km）、米子の郊外という性格も有している。また交通面では、町内の中心に国道181号が通ると共に、国鉄（現JR）伯備線岸本駅があるなど、米子・日野・大山方面への交通の接点でもあり、大幡村は周辺町村の商業集落として発展してきた。なお、矢田貝家の関係地がある溝口町についても触れておくと、日野郡溝口町は大幡村の南東に隣接し、大山西麓高原の町である。町域の75%は山林となっていた。なお、西伯郡は近代鳥取の歴史においても農民運動・小作争議の激甚地域の一つとしてよく知られているが（とりわけ箕蚊屋地区の小作争議¹⁵）、大幡村では大きな争議が発生した記録はない¹⁶。

続いて、矢田貝家の地主経営の概要を述べる¹⁷。本稿が対象とする時期は4代目当主の顕造の時代である。農地改革実施期の顕造は第2次世界大戦中に翼賛壮年団長だったために戦争協力者と見なされ¹⁸、公職追放となっていた。地主としての矢田貝家については、顕造が家督を相続した段階での土地台帳（1928年）が残されており、それによると田22町6反、畑2町2反、山林25町5反となっており、合わせると50町歩ほどあるが、田畑のみでいえば25町ほどの中規模地主であった。そのうち、居村である大幡村において田12町、畑9反、山林1町で、村外では溝口町に田8町8反、畑1町5反、山林18町、このほかに旭村（田1町5反、山林5町3反）、八郷村（田2町2反）を持ち、ここから矢田貝家の関係地は大幡村と溝口町でほぼ完結していたといえる。

3. 鳥取県西伯郡大幡村の農地改革

大幡村の農地改革の概要を見ていく。大幡村の農地改革関係文書として、『農地等開放実績調査』、『大幡村農地委員会関係綴』（昭和21年、西伯郡大幡村役場）、『買収台帳（大幡）』、『売渡台帳（大幡）』が残されている。また、『鳥取県農地時報』¹⁹も適宜利用する。このうち『農地委員会関係綴』は第1次～第2次農地改革への移行過程を記録しており、その変化を見ることが出来る。また『農地等開放実績調査』および台帳からは農地買収・売渡過程および成果が見られることから、断片的な史料群ではあるものの、同村の農地改革過程を捉えることは可能である（以下、断りのない限り、「第2次農地改革」を指す）。

表1 大幡村の農地所有の変化

単位：町

年次	田	畑	計	自作地	小作地	小作地率
1945年(①+②)	163.0216	45.5204	208.5420	131.003	95.54	42.2%
①在村地主所有	148.0408	42.9621	191.0029			
②不在地主所有	14.9808	2.5513	17.5321			
1950年				200.35	8.16	3.9%
				1950年以降買収予定地		1.36

出典：『農地等開放実績調査 西伯郡大幡村』鳥取県立公文書館所蔵より作成。

まず、大幡村の農地改革前後の所有地・小作地および小作地率の推移をみると（表1）、小作地率は42.2%で、全国（45.9%²⁰）と大差はない。他方で、農地改革後の小作地率は3.9%となっており、全国（9.9%）と比較すると、残存小作地率は低位となっており、農地解放が積極的に進められた村であることが窺える。また農地改革前の所有内訳をみると、在村地主の所有地が191町に対し、不在地主の所有地17町ほどで、大幡村の土地のほとんどは在村地主によって所有されていたことが分かる。

表2 大幡村の農地委員

階層	氏名	年齢	改革前(町)		改革後(町)	
			所有	耕作	所有	耕作
小作	福永 貞雄	45	0.3	1.2	0.5	0.5
	中村 実雄		0.2	0.6		
	藍田 武一		0	0.5		
	勝中 万次		0	0.9		
	西 樹夫		0.3	1		
地主	後藤 秀雄		14.8	0.3		
	加川 雅光		0.3	1.3		
	仲田 俊夫		6.9	1.3		
自作	中根 清一		0.8	0.9		
	杉本 貞一		0.2	0.9		

出典：『農地等開放実績調査 西伯郡大幡村』鳥取県立公文書館所蔵より作成。

注：藍田の年齢のみ記載されている理由は不明。

次に、農地委員の委員構成および議事について確認する(表2、表3)、表2に農地委員各階層の特徴をまとめたが、年齢や改革後の農地面積がブランクとなっており、データ上観察できない点が多い。いくつか特徴を挙げると、小作代表委員の所有面積はゼロから3反ほどであり、所有レベルで極めて零細な農家が委員となっている²¹。耕作規模も平均0.84町で、中山間地域で広くみられる零細な小作農であったことが確認できる。他方で地主代表委員は、14.8町や6.9町歩を有する地主が名を連ねており、同地域でいえば所有規模が比較的大きな地主が選出されている。

表3で議事についてみると、大幡村の農地委員会で最も多く議題となったのが、買収計画であるが、この点は隣町の溝口町と同様である。農地改革では農地の買収・売渡が基軸であるため、買収計画や売渡計画の議事が多くなることは大幡村・溝口町に限らず、全国的な傾向と合致している。大幡村の議事では買収計画に次いで農地委員会運営が多くなっているが、この点、『農地等開放実績調査』のアンケート欄(「農地改革全般に関する質問表」²²)に対して、大幡村農地員会は無回答(すべて空欄)であり、かつ先述の通り議事録が未発見のため、その詳細は不明である。

続いて、農地の買収進捗状況を全国、鳥取県、溝口町と比較しながら見ていく(表4)。一見して分かることは、大幡村の農地買収は全国や鳥取県全体と比べて大幅に遅延していた(「累積%」を参照)。とりわけ、第2次農地改革の初年にあたる1947年において、大幡村の農地買収は30%未満となっており、鳥取県や溝口町と比較してもかなり遅れている。

ところが1948年に入ると、大幡村の農地買収は第7回の買収(1948年7月2日)を機に一挙に進み、農地改革法が当初定めた買収期日である1948年12月末時点で、おおよそ全国と同水準となった(全国93.5%、大幡村89.5%)。なお、第2次農地改革については、一般に1947~48年の2カ年にわたって実施されたと理解されているが、これは農地改革法が定めた期日であり、実際の買収・売渡は土地台帳法が改正された1950年まで継続したため²³、表4には1949~50年の買収実績も掲載されている。

表3 大幡村農地委員会の議事 単位：回数

議題	大幡村	【参考】 溝口町
地主保有地決定	1	1
買収計画	11	20
所管換		1
買収計画に対する異議申立	3	5
交換分合		
交換分合に対する異議申立		1
売渡計画	9	15
売渡計画に対する異議申立		2
未墾地買収所管換計画	2	1
農地の所有権移動統制	2	4
農地の耕作権移動統制	3	11
農地の潰廃統制	7	16
農地の価格統制		
小作料統制	2	1
小作地引上		
小作契約文書化	3	
創設自作地の先買		3
採草地薪炭林使用权設定		
農調法第3条の団体管理		
小作争議の調停	3	
農地利用関係争議調停	3	
遡及買収申請		
賃借権回復		
農地委員会運営	10	3
農地委員会職員人事	2	
農地委員会選挙		2
議事規制		2
その他		17

出典：各町村『農地等開放実績調査』より作成。

表4 鳥取県の農地改革における農地買収の進捗

単位：町、%

買収計画	買収期日	全国			鳥取県			大幡村			溝口町		
		面積	割合%	累積%	面積	割合%	累積%	面積	割合%	累積%	面積	割合%	累積%
第1回	1947年3月31日	118,371	6.7	6.7	1,315.0	7.5	7.5	-	0.0	0.0	7.8	6.2	6.2
第2回	1947年7月2日	214,580	12.2	18.9	5,615.2	31.9	39.4	8.9	10.1	10.1	40.2	32.0	38.2
第3回	1947年10月2日	340,460	19.4	38.3	1,644.4	9.3	48.7	10.3	11.7	21.8	14.5	11.5	49.7
第4回	1947年12月2日	451,700	25.7	64.0	4,066.3	23.1	71.8	6.3	7.1	28.9	27.8	22.1	71.8
第5回	1948年2月2日	91,631	5.2	69.3	596.5	3.4	75.2	1.3	1.5	30.4	5.7	4.5	76.3
第6回	1948年3月2日	79,089	4.5	73.8	5.1	0.0	75.2	-	0.0	30.4	-	0.0	76.3
第7回	1948年7月2日	209,927	11.9	85.7	2,819.4	16.0	91.2	39.0	44.3	74.6	12.0	9.5	85.8
第8回	1948年10月2日	76,888	4.4	90.1	571.0	3.2	94.5	13.0	14.8	89.5	6.8	5.4	91.3
第9回	1948年12月2日	47,466	2.7	92.8	193.1	1.1	95.6	-	0.0	89.5	1.2	1.0	92.3
第10回	1948年12月31日	12,591	0.7	93.5	-	0.0	95.6	-	0.0	89.5	-	0.0	92.3
第11回	1949年3月2日	20,272	1.2	94.6	180.3	1.0	96.6	1.8	2.0	91.5	1.7	1.4	93.6
第12回	1949年7月2日	33,251	1.9	96.5	189.3	1.1	97.7	2.6	3.0	94.4	1.9	1.5	95.2
第13回	1949年10月2日	6,194	0.4	96.9	65.3	0.4	98.0	0.8	0.9	95.4	-	0.0	95.2
第14回	1949年12月2日	15,315	0.9	97.8	89.5	0.5	98.5	1.6	1.8	97.2	2.3	1.8	97.0
第15回	1950年3月2日	20,075	1.1	98.9	113.5	0.6	99.2	1.2	1.3	98.5	1.5	1.2	98.2
第16回	1950年7月3日	19,189	1.1	100.0	145.3	0.8	100.0	1.2	1.4	100.0	2.2	1.7	100.0
合計		1,756,999	100.0		17,609	100.0		88.0	100.0		125.7	100.0	

出典：(全国)『農地改革資料集成 第11巻 農地改革実績篇』農政調査会、1980年、各町村『農地等開放実績調査』より作成。

表5 買収対象地主と売渡対象農家の分布

単位：戸

<買収対象>		5反未満	5反～1町	1～3町	3～5町	5～10町	10～50町	50町以上	小計
個人	在村地主	83	17	7	2	2	1		112
	不在地主	34	4	1		1			40
法人	在村地主	4		1					5
	不在地主	1							1
小計		122	21	9	2	3	1	0	158

1945年11月23日当時耕作面積

<売渡対象>	5反未満	5～1町	1～2町	2～3町	3～5町	5町以上	合計
耕作農家	42	190	41	2			275

出典：『農地等開放実績調査 西伯郡大幡村』鳥取県立公文書館より作成。

注1：地主の階級値のうち「5反～1町」は「5反以上～1町未満所有」を表す。他の階級値も同じ。

注2：農家の階級値のうち「5反～1町」は「5反以上～1町未満耕作」を表す。他の階級値も同じ。

表5には買収対象となった地主の所有面積と、売渡対象となった農家の耕作面積のそれぞれの分布を示した。まず買収対象となった地主の分布をみると、5反未満の所有が最も多く(83戸)、5～1町所有(21戸)が次ぐ。法人所有も若干見られたものの、ほとんどは個人所有であった。矢田貝家はこのなかで「10～50町歩」に分類されたものと考えられるので、大幡村村内においては最大規模の地主であった。他方で同表から売渡対象の農家分布をみると、5～1町耕

作農家が最も多く(190戸)、5反未満耕作農家(42戸)、1～2町耕作農家(41戸)と続き、5～2町耕作で村内の耕作農家の99%が収まる状況であり、中山間地である山陰地域の農家の零細性を表しているといえる。

以上が、大幡村の農地改革の概要である。そこから見えてきた特徴や論点を述べると、第1に大幡村の農地改革はなぜ遅滞したのか、第2に矢田貝家の農地買収はどのように行われたのか、という2点が挙げられる。そこで、第1の点を明らかにすべく、大幡村の第1次農地改革から第2次農地改革への移行過程を検討し、そのうえで、大幡村の第2次農地改革の第1回買収(1947年3月31日の買収)が買収実績無し「一」(ゼロ)に帰着した歴史的背景を明らかにする。

4. 大幡村における第1次農地改革から第2次農地改革への移行過程

それでは、大幡村の第2次農地改革の進捗が遅れた要因を探るため、第1次農地改革から第2次農地改革にいたる過程を見ていこう。ここで改めて、大幡村の農地改革に関して、第1次農地改革から第2次農地改革への移行過程を見る必要性について補足しておく。まず、第2次農地改革の中でも第1回目をはじめとする買収計画の前半では基本的には不在地主の土地および在村地主の保有限度以上の土地が対象とされた。これを当時、「当然買収」と呼んだ。実際、鳥取県の農地改革の公報『鳥取農地時報』において、農地課長の各務武雄が第1・2回買収では当然買収を進めるよう発言している²⁴。農地改革直前の大幡村の農地所有状況については既に確認したように(表5)、たしかに大幡村の農地は在村地主の土地所有比率が高かった。しかしながら、当然買収は農地改革法で定められた農地買収の必須対象となるような土地を対象としていたことを踏まえると、大幡村の不在地主の土地全てと在村地主の保有地以上の農地が買収対象として計画の組上に挙げられることは原則的には可能であったはずである。にもかかわらず、表4で確認したように大幡村の第1回買収は未成立となり、その後も1947年を通じて、大幡村の農地買収は全国や鳥取県全体と比べても著しい遅滞を見せた。大幡村の農地買収計画においては、当然買収でさえ困難となる状況が生じていたと考えられる。この点を明らかにする必要がある。

加えて、第1次農地改革期の検討が必要であることに関連して、第1次農地改革を分析した永江雅和の研究を参照する。永江は、主として埼玉県の村における第1次農地改革期の自作農創設を分析する中で、1944～46年の自作農創設の全国比較や、在村地主の保有限度以上の農地買収が行われたことを示した²⁵。当該期の自作農創設が進んだ県のなかで、鳥取県は全国でも4番目に進んでいた。これを踏まえると、大幡村の農地改革の取り組みの遅れはより一層、強調されよう。そして、まさにこの時期の農地改革に関わる記録として、『大幡村農地委員会関係綴』(昭和21年、西伯郡大幡村役場、以下『関係綴』と略)がある。

『関係綴』をみると、実際に鳥取県が第1次農地改革期に農地買収を進めようとしたことを示す資料が綴じられている(経済部長「自作農創設事業推進に関する件」1946年7月9日)。この発簡文書の中には、事業の推進を促す一方で、「計画の達成を図る上に多大な支障があるかぎり至急提出」よう、その支障理由の報告も促している。それに続いて、大幡村農地委員会

が作成した、「1個人4町4反とした場合、市町村居住者」と「1個人2町6反とした場合、市町村居住者」という2つの資料が添えられている。この資料には各地主の保有面積と譲渡面積が試算されている。その中で矢田貝家については、「4町4反とした場合」の中に「矢田貝猶治 畑6.910、矢田貝顕造 畑2.509、同 田9.450、計10.372 譲渡面積5.992」(史料ママ)との記載がある。矢田貝猶治は顕造の父親で1921年に亡くなっているが、おそらく土地台帳の名義が変更されていなかったため、資料上に表れているのだと思われる。矢田貝猶治と顕造の土地を合計しても、史料上の「計」の値と合致せず、譲渡面積の算定根拠も不明である²⁶。なお、「2町6反とした場合」の史料には、矢田貝顕造の名前はない(この理由も不明)。この数字の精確さはさておき、ここから大幡村では在村地主の「保有限度」そのものが決定出来ていなかったことが示されている。『鳥取県農地改革誌』では第1次農地改革についてはほとんど触れられておらず、第1次農地改革における保有限度がどうなったかは現時点では不明である。

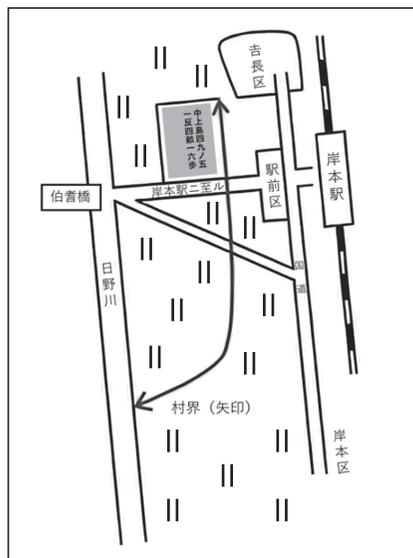


図1 『農地委員会関係綴』中の申告地
出典：『大幡村農地委員会関係綴』より作成。

その後、『関係綴』には、1946年9月ごろから第2次農地改革の実施を知らせる文書がみられる(鳥取県「農地改革について」)。そして、農地改革の推進するために県と町村の代表者が参加する「農地制度改革推進協議会」の開催通知や(1946年9月27日)、「農地の所有並びに耕作状況調査票」の提出(1946年12月1日)など、第1次農地改革から第2次農地改革への移行は、この段階では問題が発生しているようには見られない。ところが、1947年に入ると「自作農創設事業計画準備に関する件」と題した資料を県に提出している。その内容は、「中上島大殿56の1反23歩の土地」について、大幡村吉長の地主と小作人が連名で「所有者小作人共に大幡地内にして特に日野川右岸なるが故に大幡村に属したるが何かと便利なり」との申告を出している。この大殿という土地は、幡郷村に属する土地であり、大幡村の所有者は「不在地主」となり、ここを耕作していた小作人は「出入作」をしていたことになるので、幡郷村農地委員

会からすれば、これは「当然買収」の対象地となる。さらに続いて、大殿下島(7畝)、大殿吉長境(9畝)、大殿中上島(1反4畝16歩)の土地が地図と共に申告されており、その水田の中を「村界」が通っていることを図示している(図1)。こうした申上が県下各地で相次いだのか、鳥取県農地部長が1946年12月19日に「自作農創設事業計画準備に関する件」という通知を出し、隣接市町村でその市町村の一部とみなせるような隣接農地がある場合は1947年1月9日までに報告するよう、各農地委員会に依頼している。

また1947年2月21日には大幡村と八郷村の農地委員会間で、所有者の存否の確認がなされている。その中の一人として「矢田貝猶治」の存否が確認され、「否」と報告している。同年3月末には第1回買収が実施される予定だったが、『関係綴』の中には第1回買収計画の文字は見られない。他方で、地主所有地の調査を実施するなど、水面下の調整は行っていたようである。ただし、同年4月(第1回買収計画の提出期限締め切り後)には「農地台帳不足」との報告を県(西伯地方事務所)に報告していることから、結果的に大幡村の第2次農地改革の開始時は、改革実施の基礎資料(農地台帳、世帯調査表、買収計画書など)の作成が間に合わず、計画が未成立となったものと思われる。また先に述べた「村界」に関わる土地の申告に対しても、新たな動きは見られず、当然買収すら計画樹立が困難となったことが推察される。4月22日には県農地部長から「第2回農地買収計画の樹立について」との文書が通達され、「第1回買収面積が(中略—引用者)予定の半分にも達せなかった」として、各町村に第2回買収計画の樹立を強く促す内容となっている。

以上から、大幡村の農地改革の遅れの背景は、第1次農地改革における在村地主に対する農地買収の試みの中で問題が生じており、保有地の未決定や村界の不確定、事務機構の未整備などが解決されないままに第2次農地改革へと移行したために発生していた。

5. 地主からみた農地改革

続いて、矢田貝家の農地買収はどのように行われたのかについて検討する。これに関しては、『買収台帳』を利用する。この『買収台帳』は表4に示した農地の買収計画各回において、買収された農地一筆毎に、買収期日、土地の所在地、地目、対価、報奨金、所有者を記載したものであり、「買収計画書」を転写したものと考えられる²⁷。『買収台帳』に記載された矢田貝家の関係地全てをデータ化し、そのうえで矢田貝家の農地買収がどのように行われたかを再現する。また、いうまでもなく、この『買収台帳』に記載されているのは、矢田貝家の関係地のうち、大幡村内の土地に限られており、溝口町など他町村の農地に関するデータは掲載されていない。ただし周知のとおり、農地改革では地主の居住実態に即して、居住している町村に土地を持っている場合は「在村地主」とし、居住していない町村に土地を持っている場合は「不在地主」と判断した。ゆえに、矢田貝家は大幡村に関していえば「在村地主」であるが、溝口町などからすると「不在地主」と判断される。そして、農地改革は後者の「不在地主」の土地はすべて買収対象としたため(当然買収)、冒頭で触れた矢田貝家の関係地のうち、居村以外の土地(山林を除く)は原則すべて買収された。

以上から、矢田貝家の土地買収において、農地改革の原則に照らして問題となるのは「在村

地主」としての関係地であり、それは大幡村における所有地である。大幡村の関係地では、矢田貝家は一定の保有地が認められた。そこで、『買収台帳』から矢田貝家のどの土地が買収され、どの土地が保有地となったかについて、検討したい。

まず『買収台帳』に記録されている矢田貝家の関係地は180筆で、田8町9反、畑5反、宅地963坪となっている（他に原野1畝）。買収対価の合計は93,935円47銭であった（本稿巻末の【付表】参照）。これを1928年の土地台帳と比較すると（筆数235筆、田畑面積は本稿の「2」を参照）、田は3町1反、畑は4反ほど減少となっている。この差からは、1928年から農地改革の間に何らかの土地取引が生じていたと考えられるが、主として戦時期の土地売却によって生じたとされる²⁸。

また田に関して、より詳細な比較を行うと、1928年の土地台帳と『買収台帳』が照合出来た土地は114筆で、1928年の土地台帳記載の地価の合計は3,514円、『買収台帳』上の土地の対価合計は81,011円8銭である。農地改革における田の買収対価は、田の賃貸価格（1938年の土地台帳に記載された統制価格）の40倍として算出されたことを踏まえて²⁹、この買収価格を40で割ると、矢田貝家の買収地の賃貸価格は合計で2,025円29銭5厘となる。これは1928年の土地台帳記載の地価合計の57.6%に相当する。地主からすれば、農地改革における買収対価は戦前期の地価と比較しても、非常に低廉な買収価格であったといえる。ただし、農地の買収価格が著しく低かったとしても、地主は買収価格に対して強い関心を有していた。

これに関連して、溝口町の『農地等開放実績調査』の「農地改革全般に関する質問表」に興味深い記録がある。質問2（「2. 委員会の会議で最も問題になったことを三つあげてその会議の年月日及び議論の要旨を書いて下さい」）の箇所において、「22.10.30 第4号買収計画に対する異議申立（矢田貝顕造対田畑利雄耕作権）の認定について」とある。矢田貝顕造が溝口町における農地買収計画に異議の申立を行っていたことが分かる。すでに述べたように、溝口町からすると、矢田貝家は不在地主となり、その農地買収は当然買収（すべて買収対象）に該当する。しかしながら、ここで矢田貝家が異議をとなえているのは、「耕作権の認定」であったことが分かる。

これは、鳥取県内で広汎に生じていた「慣行小作権」の認定であろうと推察される³⁰。「慣行小作権」が認定されると、田の買収対価は「完全農地価格＝所有権価格＋耕作権価格」というかたちで、耕作権価格を調べたうえで、それと所有権価格を合わせた価格を完全農地価格とし、買収の価格の40倍を所有権価格と耕作権価格の比率で按分する方法が取られる。そのうち、地主に帰属するのは所有権価格分になるため、土地の買収価格は賃貸価格40倍よりもさらに低いものとなる。県農地改革誌によれば、溝口町においては慣行小作権の認定を行った記録はないものの³¹、日野町や八郷村など近隣町村で慣行小作権の認定が問題となっていた。ここから地主は、自らの所有地1筆1筆に強い関心を有しており、買収価格もまた常に警戒していたことが分かる。

次に矢田貝家の土地買収のタイミングを見ると、全部で4回に分かれており、第2回買収（1947年7月2日）に1筆（田26歩）、第3回買収（1947年10月2日）に9筆（計：田6反3畝、畑1反4畝）、第4回買収（1947年12月2日）1筆（畑3畝8歩）、第7回買収に170筆（計：田8

町5反、畑3反2畝)となっている。以上から、矢田貝家の農地買収はそのほとんどが第7回買収に集中していることが分かる。全国的に農地の買収は不在地主の関係地から進められたことから、矢田貝家の農地買収が買収計画の後半に集中的に行われたことはこの全国的な動向と一致している。

続いて、『買収台帳』と土地台帳を比較して、買収台帳に記載されていない土地から、矢田貝家の保有地がどのように選定されたかを確認する。この保有地に関しては、第2次農地改革実施過程で鳥取県西伯郡の地主保有地の限度は7反と定められた³²。矢田貝家の保有地に関しては、顕造の息子である矢田貝淑朗が後年、農地改革当時の矢田貝家を振り返り、「うちから近くて通いやすい場所の3反の田んぼだけ残し」たとの証言を残している。

これらを踏まえて、矢田貝家の保有地に可能な限り接近する。矢田貝家の居住地は大幡村上細見であったことから、その中で土地台帳に記載されながら、『買収台帳』に記載されていない土地を計上すると8反となる。ここで、1951年の矢田貝顕造の日誌を参照すると³³、同年6月20日、「西畑」や「上ノ段」「下ノ段」において農作業(田植)を行っている様子が記録されている。1928年の土地台帳や『買収台帳』には「西畑」という地名がないため、この土地については特定できない³⁴。また、「上ノ段」「下ノ段」という地名も存在していないが、字(あざ)のなかで上下がつくものは「横道の上」(「の」はカタカナ表記もあり)と「横道の下」である。これを、土地台帳と『買収台帳』と比較し、該当するもの(買収されていない土地)を集計すると、3,921反となる。この数字は上記の淑朗の証言とほぼ合致する。

矢田貝家がなぜ保有限度の上限7反まで所有を認められなかったかは不明であるが、すでに述べたように大幡村の農地改革方針は在村地主の保有地(残存小作地)を認めない方針(「認定買収」の徹底)で実施されたことを踏まえると、農業に不慣れな矢田貝家が耕作できる家族員数(耕作に従事可能な労働力が顕造1名のみ)と、自宅から農地へのアクセス可能な地理的範

表6 大幡村以外の矢田貝家関係地の買収内容

関係町村	名義	種別	面積	対価(円)
八郷	矢田貝猶太郎 (猶治か)	農地 (田)	2反3畝14歩	515.00
不明 (溝口か)	矢田貝顕造	農地	73反3畝21歩	67,565.68
不明	同上	未墾地	21反23歩	3,622.48
不明	同上	牧野	14反3畝	2,051.36
不明	同上	宅地	1,244.59坪	9,347.32
溝口	矢田貝顕造	農地	54反9畝15歩	48,935.28
同上	同上	未墾地	6反8畝3歩	1,189.28
同上	同上	牧野	12反5畝1歩	1,726.70
同上	同上	宅地	201.87坪	3,679.00
同上	同上	山林	8反2畝	1,393.76
			対価合計	140,025.86

出典：「[書状] (自作農創設報奨金関係)」より作成。

囲を踏まえ、「3反」という結果に帰結したのだと考えられる。

最後に、他町村での買収状況を確認する。これに関して矢田貝家文書のなかに、自作農創設奨励金に関する書簡が残されている³⁵。その中には、矢田貝家が不在地主として関わった町村からの通達文が収められていた。それをまとめたのが表6である。史料上、地域名が不記載で町村名が確認できない土地があるが、矢田貝家の所有地と照らし合わせると、おそらくは溝口町の土地であったと推定される(ただし、所在不明の土地が記載されている史料と溝口と記載されている史料では様式が違う)。ここから判明するのは、矢田貝家の関係地の買収は農地のみならず、未墾地・牧野・宅地・山林にまで及んでいることである。そして、その総額は14万円ほどであった。

特に注目すべきは、原則的には農地改革の買収対象外となった山林も買収されている点である。この山林買収に関する史料には「農地開発営団」の文字が見られる。これは大山の開拓事業に関連して買収されたものと思われる。ここで、農林水産省中国四国農政局の資料を参照すると、「開拓地は、大部分が大山山麓に分布したが、東は岩日郡宇倍野地区、八頭郡若桜地区から、西は西伯郡美保地区、日野郡新屋萩原地区にまでおよび、広く県下一体に散在した。大山開拓建設事業は、昭和17年3月農地開発営団の手によって着工されたが、22年9月農林省の直轄事業として引き継がれて、42年3月まで25年間にわたり実施された」³⁶との記録があり、矢田貝家の山林買収はこれに該当すると推定される。

ここでは、主として戦前の土地台帳と『買収台帳』とを比較対照することで、「地主からみた農地改革」を検討してきた。すでに述べたように、近年の農地改革研究では、農地委員会史料に基づいて町村レベルの農地改革の事例的検討が積み重ねられてきている。他方で、買収される地主の実態はほとんど検討されていない³⁷。本稿は試論的ではあるものの、「地主からみた農地改革」の実態分析を試み、買収価格の実態や地主の農地買収価格への関心の高さを明らかにした。

6. おわりに

本稿は、山陰の農地改革の事例研究として、鳥取県西伯郡大幡村における農地改革と、その村に居住していた矢田貝家の農地買収過程を検討した。本稿の内容を総括するとともに、戦後の矢田貝家の状況に触れて、おわりに代えたい。

まず、大幡村の農地改革についてはその事業進捗の遅れが特筆される。そこで、第1次農地改革から第2次農地改革にかけての農地委員会の動きを確認した。大幡村の農地所有の特徴として、在村地主が多かったため、大幡村の農地改革は第1次農地改革時点で多くの人的・物的リソースを割いて、在村地主の農地所有の実態把握と農地買収を実行しようと進めていた。それは他方で第1次農地改革期に一定の買収を試みていた。しかしながら、大幡村は第1次農地改革期に買収は実行できず、第2次農地改革への移行も遅れた。すなわち、第1次農地改革の時点で「村界」確認が周辺町村との間で生じており、そのことによって、「在村地主」と「不在地主」の判定が遅れた可能性が高い。本論で述べたように第2次農地改革の第1回買収は、全国的にも当然買収という最も蓋然性の高い買収を行うことによって、農地改革の進行をス

ムーズに進めるという目論見があった。しかしながら、「村界」の確定がなされない状況では、その境界に関係地を有する地主の「在村か不在か」の認定が困難となる。また、大幡村では目立った小作争議が発生していないものの、矢田貝家が溝口町の第4回買収にて異議申立を行っていたことから推察するに、慣行小作権をめぐる争いも生じていた。「村界」と共に、農地買収対価決定の問題（慣行小作権の認定）も生じていたとすると、第1回をはじめとする1947年の早い時期における買収の実施は困難である。こうした大幡村の農地改革の遅れは、まさに山陰地域の農地の所有・耕作の複雑さと共に、小作慣行の影響などが如実に表れたものであると位置づけられる。

以上を踏まえると、日本の農地改革は基本的には順調に進んだとされるが、大幡村のように幾つかの条件を欠くと、たちまち進捗が遅れる可能性を十分に有していた改革であったという事実が浮かび上がってくる。もちろん改革の背景には絶えず、GHQ/SCAP や軍政部などからの圧力（いわば「外圧」）はあったものの、各町村の農地改革は、客観的な指標と根拠にもとづく買収計画の樹立と実行、それと表裏にある売渡計画の樹立と実行がなければ、決して進捗しなかった。

続いて、矢田貝家からみた農地改革では、在村地主である矢田貝家の農地買収のほとんどは1948年7月に実施されており、「当然買収」と同時に「認定買収」を行う農地買収の難しさを物語っている。矢田貝家の農地はたしかに低廉に買収されたといえるが、矢田貝家は買収対価に強い関心を示し、当然買収の対象地であっても、異議申立を用いた対応を行っていた。矢田貝家は中規模の地主であったが、矢田貝顕造は自らの関係地を良く把握していたと考えられる。

最後に、農地改革当時と改革後の矢田貝家について、顕造の息子である淑朗（1926-2013）の語りを引用する³⁸。

（淑朗が1947年に東京帝国大学へ入学した後—引用者）「東京の大学に行って初めての夏休みに鳥取の家に帰ったら、親父が部屋で茶を点てながら「うちも農地解放で田んぼがなくなるし、どうしたらよいものだろうか」と言ったんです（中略—引用者）。親父は子供も多いし、家は大きかったし、本当に困り果てていたと思いますね。親父がそういう相談を持ちかけてくることはまずなかった。「どうやって矢田貝家を経済的に維持していこうか」という思いがあったんじゃないでしょうか。自分が耕す3反を残して、あとは全部無償に近い価格で取られてしまった。（中略）それで、うちから近くて通いやすい場所の3反の田んぼだけ残して、親父は慣れない百姓仕事をしていました。周りの小作人だった人たちにいろいろ教わって、耕すときの牛を借りたりして、苦勞したと思います。親父は寄付をしたり、村のためにもいろいろ世話をしているのに、農地解放の後は元小作人の人からすれば「憎き地主」になってくるわけですから、随分つらい思いをしたと思う」

やや長めに引用したが、淑朗の語りから、農地改革当時の矢田貝顕造の心境と生活実態が窺い知れる。矢田貝顕造は農地改革と公職追放を受ける中で、数年間は零細な農家として過ごし

た。そして、1963年から再び町議となった。顕造はその後、町議会議長を経て、1967年から1976年まで岸本町長となる。

本稿では、山陰地域と地主から見た農地改革の事例研究を行ったが、山陰農村と矢田貝家に関する検討課題はなお多く残されている。例えば本稿の限界として、戦時戦後の山陰農村の経済実態は検討できていない。また矢田貝家についても農地改革前後の生活実態や、顕造の公職追放から再び公職に就くまでの過程など、検討課題は多い。本稿は従来の農地改革研究であまり取り上げられてこなかった山陰地域の農地改革の事例研究として、大幡村と矢田貝家を取り上げた。他方で、山陰に限らず、各府県農地改革誌や自治体史でのみ農地改革が語られている地域も非常に多い。筆者が別で触れたように³⁹、日本の農地改革の歴史的経験は日本各地で検証に値するものといえよう。同じ土地改革でも、地租改正などと比べると、農地改革は地域ごとの検討が未だ手薄な状況であるといえる。農地改革から80年を経とうとする現在、特定の地域に偏らず、多様な地域の、多様な主体からみた研究を行うことで、日本の農地改革の多様な事実と、それぞれの地域の固有性を解明する必要がある。

【附表】『買収台帳』における矢田貝家の買収農地

No.	買収期日	大字	字	地番	地目	面積 (反)	畔	宅地 (坪)	対価 (円)	報償金 (円)
1	1947.7.2	吉定	横道下	21501	田	0.026			96.8	26.62
2	1947.10.2	立岩	北牧ノ前	17	畑	0.602			407.52	118.86
3	1947.10.2	立岩	出口	82	田	0.418	0.015		478.4	131.56
4	1947.10.2	立岩	出口	94の1	田	0.72	0.106		672.4	184.91
5	1947.10.2	立岩	下ノ河原	292の1	田	2.104	0.204		1690.4	464.86
6	1947.10.2	上細見	樋ノ下	325の2	畑	0.32	0.003		316.8	92.4
7	1947.10.2	上細見	横道ノ上	322の2	田	0.318			483.84	141.12
8	1947.10.2	上細見	樋ノ下	326の1	田	1.2	0.009		1344	369.6
9	1947.10.2	上細見	縄手	308の2	田	1.607	0.109		1672.4	459.91
10	1947.10.2	上細見	縄手	308の3	畑	0.501			564	155.1
11	1947.12.2	吉定	壺里塚	42	畑	0.308			188.16	54.88
12	1948.7.2	立岩	牧ノ前	1	田	0.603	0.026		585.6	
13	1948.7.2	立岩	南小割	288の2	田	0.306			256	
14	1948.7.2	立岩	南小割	246の1	田	0.005			13.2	
15	1948.7.2	立岩	南小割	246の3	田	0.01			26.4	
16	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	11の1	田	0.107	0.004		108.4	
17	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	11の3	田	2.313	0.108		2062	
18	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	12の1	田	0.507	0.005		460.4	
19	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	12の3	田	0.619	0.01		583.6	
20	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	16の1	田	0.309	0.109		290.4	
21	1948.7.2	立岩	北牧ノ前	16の3	田	1.208			1079.2	
22	1948.7.2	立岩	畑ヶ田	75	田	0.328	0.003		408.8	
23	1948.7.2	立岩	本観音堂	165	田	0.121	0.005		176.8	
24	1948.7.2	立岩	下前河原	318の1	田	0.2	0.019		176	
25	1948.7.2	立岩	牧ノ前	3	田	0.611	0.018		611.2	
26	1948.7.2	立岩	南小割	238の3	畑	0.228	0.002		211.2	
27	1948.7.2	立岩	南小割	238の1	畑	0.3	0.004		216	
28	1948.7.2	立岩	南小割	239の3	田	0.622	0.007		538.4	
29	1948.7.2	立岩	南小割	239の1	田	0.01	0.001		26.4	
30	1948.7.2	立岩	南小割	253	田	0.021	0.003		56	
31	1948.7.2	立岩	南小割	286	田	0.812			739.2	
32	1948.7.2	立岩	畑ヶ田	68の3	田	2.505	0.11		2478.4	
33	1948.7.2	吉定	下大石	116	田	0.113	0.005		126	
34	1948.7.2	吉定	清山川尻下	538	田	1.021	0.115		941	
35	1948.7.2	吉定	清山川尻下	539	田	0.414	0.013		392.8	
36	1948.7.2	吉定	清山川尻下	540	田	0.221	0.006		237.6	
37	1948.7.2	吉定	清山川尻下	541	田	0.62	0.021		426.4	
38	1948.7.2	吉定	上大割	555の3	田	1.318			1805.6	
39	1948.7.2	吉定	上大割	554の1	畑	0.212			138.24	
40	1948.7.2	吉定	上大石	102	田	0.612	0.025		563.2	
41	1948.7.2	吉定	船場	721	田	0.82	0.01		485.2	
42	1948.7.2	吉定	木戸口	3の1	畑	0.117			90.24	
43	1948.7.2	吉定	石田	85	田	0.4	0.027		320	
44	1948.7.2	吉定	清山川尻下	553	田	0.509	0.019		466.4	
45	1948.7.2	吉定	石田	77	田	0.408	0.024		341.2	
46	1948.7.2	吉定	石田	78	田	0.32	0.013		293.2	

齋藤邦明

No.	買取期日	大字	字	地番	地目	面積 (反)	畔	宅地 (坪)	対価 (円)	報償金 (円)
47	1948.7.2	吉定	上大割	566の1	田	0.005			16	
48	1948.7.2	吉定	上大割	566の3	田	0.725	0.01		752	
49	1948.7.2	吉定	河原の澗	133	田	0.909	0.101		669.6	
50	1948.7.2	吉定	上大割	559の1	田	0.42	0.019		448	
51	1948.7.2	吉定	上大割	559の3	田	0.407			406.4	
52	1948.7.2	吉定	上大割	560	田	0.403	0.008		262.4	
53	1948.7.2	吉定	河原の澗	143	田	1.201	0.218		866.4	
54	1948.7.2	吉定	上大割	555の1	田	0.008			2.4	
55	1948.7.2	吉定	木ノ宮	160	田	1.517	0.325		996	
56	1948.7.2	吉定	大道の下	632	田	1.314	0.112		969.6	
57	1948.7.2	吉定	客	482	田	0.104	0.01		117.6	
58	1948.7.2	吉定	五輪前	641の1	田	0.426	0.018		350.4	
59	1948.7.2	吉定	下繩平	513	田	1.413	0.028		1500.8	
60	1948.7.2	吉定	半田大道	832	田	0.411	0.013		384	
61	1948.7.2	吉定	半田大道	836の1	田	0.022			64.4	
62	1948.7.2	吉定	半田大道	836の2	畑	0.029			69.6	
63	1948.7.2	吉定	清山川尻下	548	田	0.618	0.024		422.4	
64	1948.7.2	吉定	上大割	569の1	田	0.226	0.01		183.2	
65	1948.7.2	吉定	上大割	570の1	田	0.32	0.008		352	
66	1948.7.2	吉定	上大割	565の1	田	0.52	0.012		362.4	
67	1948.7.2	吉定	長割	699	田	0.613	0.016		566	
68	1948.7.2	吉定	下大割	592	田	0.021	0.006		67.2	
69	1948.7.2	吉定	下大割	599	田	0.616	0.012		627.2	
70	1948.7.2	吉定	下大割	600の1	田	0.023	0.002		42.8	
71	1948.7.2	吉定	下大割	600の3	田	0.413	0.02		248	
72	1948.7.2	吉定	中割	673	田	0.413	0.015		390	
73	1948.7.2	吉定	半田	406の1	畑	0.106			86.4	
74	1948.7.2	吉定	半田	4067の1	畑	0.108			91.2	
75	1948.7.2	吉定	半田大道西	836	宅地			59	339.84	
76	1948.7.2	吉定	茶や向	819の1	宅地			105	604.8	
77	1948.7.2	吉定	茶や向	819の2	宅地			68.05	391.68	
78	1948.7.2	吉定	茶や向	406の2	宅地			32	184.32	
79	1948.7.2	吉定	茶や向	407	宅地			46	264.96	
80	1948.7.2	上細見	田替東	93	田	0.111	0.003		109.2	30.03
81	1948.7.2	上細見	樋の下	328の3	田	0.319	0.006		406.8	
82	1948.7.2	上細見	樋の下	455の3	田	0.305	0.01		354.4	
83	1948.7.2	上細見	星の宮	455の4	田	0.319			406.8	
84	1948.7.2	上細見	樋の上	517	畑	0.008			17.76	
85	1948.7.2	上細見	田替東	100	田	1.527	0.027		1272	
86	1948.7.2	上細見	樋の下	334	田	0.217	0.004		287.2	
87	1948.7.2	上細見	赤岩の下	138の1	田	0.115	0.001		156	
88	1948.7.2	上細見	赤岩の下	138の3	田	2.414	0.11		2544.4	
89	1948.7.2	上細見	赤岩の下	141	田	2.806	0.111		2932.8	806.52
90	1948.7.2	上細見	中島の下	81	田	0.127	0.003		212.8	58.52
91	1948.7.2	上細見	中島の下	82の2	田	0.119			182.8	50.27
92	1948.7.2	上細見	木戸口の下	45	田	0.404			330.4	90.86

山陰の農地改革と地主 一鳥取県西伯郡大幡村と矢田貝家を事例に一

No.	買収期日	大字	字	地番	地目	面積 (反)	畔	宅地 (坪)	対価 (円)	報償金 (円)
93	1948.7.2	上細見	木戸口の下	46	田	0.818	0.027		688	189.2
94	1948.7.2	上細見	木戸口の下	47	田	0.32	0.008		293.2	80.63
95	1948.7.2	上細見	赤岩の下	144	田	2.724	0.124		2891.2	795.08
96	1948.7.2	上細見	横道の下	225	田	0.313	0.001		274.4	
97	1948.7.2	上細見	横道の下	226の1	田	2.02	0.102		2314.4	
98	1948.7.2	上細見	横道の下	227の1	田	0.025			93.2	
99	1948.7.2	上細見	大中島道端	161	畑	0.211			204.48	
100	1948.7.2	上細見	大中島道端	162	畑	0.002			5.76	
101	1948.7.2	上細見	樋の上	480の1	畑	0.405			279.84	
102	1948.7.2	上細見	樋の上	487の1	畑	0.014			31.2	
103	1948.7.2	上細見	樋の上	488の1	畑	0.015			33.6	
104	1948.7.2	上細見	樋の上	492の1	畑	0.007			15.36	
105	1948.7.2	上細見	樋の上	494の1	畑	0.1			67.2	
106	1948.7.2	上細見	外河原上	650	畑	0.004			8.64	
107	1948.7.2	上細見	木戸口の下道より西	63	田	0.524	0.017		464	
108	1948.7.2	上細見	中島の下	82の1	田	0.513			1.6	
109	1948.7.2	上細見	田替の西	87	田	1.401	0.024		1146.4	
110	1948.7.2	上細見	木戸口	21	田	1.612	0.203		2836.8	
111	1948.7.2	上細見	木戸口	34	田	0.825	0.116		989.2	
112	1948.7.2	上細見	横道の上	320の1	田	1.303	0.023		1467.2	
113	1948.7.2	上細見	星の宮	450の3	田	0.801	0.01		899.6	
114	1948.7.2	上細見	星の宮	428	田	1.111	0.023		1272.8	
115	1948.7.2	上細見	中島の下	82の4	田	0.615	0.016		728	
116	1948.7.2	上細見	赤岩の前	246	田	1.804	0.027		2030.8	
117	1948.7.2	上細見	横道の下	322の1	田	0.307			284.4	
118	1948.7.2	上細見	樋の下	335の1	田	0.705	0.015		746.4	
119	1948.7.2	上細見	樋の下	355の2	田	0.306	0.006		336	
120	1948.7.2	上細見	中島の上	207	畑	0.018			40.36	
121	1948.7.2	上細見	外河原の下	691	畑	0.006	0.006		13.44	
122	1948.7.2	上細見	赤岩の前	255の1	田	0.61	0.005		709.2	
123	1948.7.2	上細見	中島の上	214の1	畑	0.023			51.36	
124	1948.7.2	上細見	外河原の下	678	畑	0.122			116.16	
125	1948.7.2	上細見	縄手	303	畑	0.116			73.44	
126	1948.7.2	上細見	樋の上	515	田	1.025	0.021		1213.2	
127	1948.7.2	上細見	樋の上	516	田	0.421	0.007		526.4	
128	1948.7.2	上細見	星の宮	452	田	0.119	0.002		182.8	
129	1948.7.2	上細見	外河原の上	643	宅地			52	299.52	
130	1948.7.2	上細見	外河原の上	644	宅地			10	57.6	
131	1948.7.2	上細見	木戸口	6	宅地			63	302.4	
132	1948.7.2	上細見	中島の上	208	宅地			63	362.88	
133	1948.7.2	上細見	縄手	308の1	宅地			116.1	557.28	
134	1948.7.2	上細見	屋敷	358	宅地			66	316.8	
135	1948.7.2	上細見	外河原の上	646	宅地			28	161.28	
136	1948.7.2	上細見	外河原の上	618の6	宅地			7	40.32	
137	1948.7.2	上細見	外河原の上	619の2	宅地			5	28.8	
138	1948.7.2	上細見	外河原の上	616	宅地			20	115.2	

齋藤邦明

No.	買取期日	大字	字	地番	地目	面積 (反)	畔	宅地 (坪)	対価 (円)	報償金 (円)
139	1948.7.2	上細見	外河原の上	645	宅地			7	40.32	
140	1948.7.2	上細見	中島の上	214	宅地			17	97.92	
141	1948.7.2	上細見	横道の上	322の3	宅地			17.55	84	
142	1948.7.2	上細見	外河原の上	642	畑	0.002			4.32	
143	1948.7.2	上細見	外河原の上	639	畑	0.002			4.32	
144	1948.7.2	上細見	外河原の上	638	畑	0.002			4.32	
145	1948.7.2	上細見	外河原の上	635	畑	0.001			1.92	
146	1948.7.2	上細見	中島中	173	田	1.813	0.113		1474.4	
147	1948.7.2	上細見	中島中	172	田	0.31	0.001		373.2	102.63
148	1948.7.2	上細見	中島中	192	田	0.326	0.011		432.8	
149	1948.7.2	上細見	横道の下	217の1	田	0.024	0.002		89.6	
150	1948.7.2	上細見	横道の下	217の3	田	2.508	0.104		2829.6	
151	1948.7.2	上細見	横道の上	320の2	田	0.028			104.4	
152	1948.7.2	上細見	横道の上	324の1	田	0.115	0.002		168	
153	1948.7.2	上細見	横道の上	324の3	田	0.825	0.1		989.2	
154	1948.7.2	上細見	樋の下	325の1	田	0.201	0.004		227.6	
155	1948.7.2	上細見	樋の下	222の1	田	0.029	0.002		108	
156	1948.7.2	上細見	赤岩の下	139の1	田	0.104	0.005		117.6	32.34
157	1948.7.2	上細見	横道の下	229	田	0.323	0.016		301.2	
158	1948.7.2	上細見	横道の下	230	田	0.214	0.006		197.2	
159	1948.7.2	上細見	横道の上	323	田	0.814	0.008		948	
160	1948.7.2	上細見	横道の下	222の3	田	2.408	0.113		2717.6	
161	1948.7.2	上細見	横道の下	223	田	0.212	0.006		192	
162	1948.7.2	上細見	田替の西	88	田	1.502	0.101		1205.2	331.43
163	1948.7.2	上細見	田替の西	91	田	0.32	0.001		293.2	
164	1948.7.2	上細見	大中島道端	151	田	0.101	0.003		115.6	31.79
165	1948.7.2	上細見	大中島道端	152	田	0.122	0.004		194	53.35
166	1948.7.2	上細見	田替の西	85	田	0.201	0.006		162.4	44.66
167	1948.7.2	上細見	樋の上	505の1	畑	0.012			26.88	
168	1948.7.2	上細見	外河原の上	647	畑	0.002			4.32	
169	1948.7.2	上細見	田替の東	87	田	1.209	0.021		984	270.6
170	1948.7.2	上細見	木戸口の下	41	田	1.117	0.022		925.2	254.43
171	1948.7.2	上細見	木戸口の下	42	田	1.527	0.006		1272	349.8
172	1948.7.2	上細見	星の宮	417	畑	0.107			49.44	
173	1948.7.2	上細見	樋の上	514の1	畑	0.1			67.2	
174	1948.7.2	上細見	赤岩の下	139の3	田	2.428	0.11		2592.8	713.02
175	1948.7.2	立岩	檜田沖	40	宅地			47	270.72	
176	1948.7.2	立岩	檜田沖	42の1	宅地			35.22	202.56	
177	1948.7.2	立岩	檜田沖	39	宅地			11	63.36	
178	1948.7.2	立岩	屋敷	103の2	宅地			65	312	
179	1948.7.2	立岩	屋敷	135の2	宅地			23	110.4	
180	1948.7.2	吉定	木戸口	302	原野	0.123			45.79	
				合計		94.303		962.92	93935.47	6484.98

出典：岸本町農業委員会『買収台帳』（大幡分）より作成。

注：所有者はすべて「矢田貝顕造」。

注

- ¹ 板垣貴志「矢田貝家文書を活用した実践的な日本近現代史研究：住民参加型調査の可能性」板垣貴志ほか編著『地域とつながる人文学の挑戦：山陰の文学・歴史学・考古学研究から考える』（山陰研究ブックレット7）鳥根大学法文学部山陰研究センター、2018年。
- ² 齋藤邦明「近現代日本農業史のなかの農地改革」『歴史評論』第868号、2022年、齋藤邦明「地主・小作関係と農地改革：「産業としての農業」と「地域社会としての農村」から歴史をみる」鈴木淳・山口輝臣・沼尻晃伸編『日本史の現在6 近現代2』山川出版社、2024年。
- ³ 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』農政調査会、1951年。同書で農地委員会選挙関係の記事は558、563、567、569、571-572、578頁。他には同書で明治期の鳥取県小作条例と（74-75頁）、農地改革期の慣行小作権（1013頁）が詳細に言及されている。
- ⁴ 戸塚喜久『「各府県農地改革史」解説』復刻版 鳥取県農地改革誌』不二出版、1990年。なお戸塚の解説は、不二出版が府県農地改革史を復刻した際に、復刻対象となった府県農地改革史すべての本の冒頭に収録されている。今回は鳥取県版を参照した。
- ⁵ 前掲・戸塚の評価基準は、「特に詳しい(◎の内側の丸が●)」「詳しい(◎)」「やや詳しい(○)」「簡単(△)」であり、いずれの記号も付されていない項目もあるので、内容として振られていないものか「簡単」にも分類されないものが「空欄(記号なし)」として分類されている。なお、上記の区分の分類根拠は明示されておらず、戸塚の主観的な判断によるものと思われる。前掲・戸塚、9頁、第4表の「備考」。
- ⁶ 前掲・戸塚、27頁。
- ⁷ 各務武雄『鳥取県農地改革誌』鳥取県農地委員会鳥取県協議会、1949年、343頁。
- ⁸ 内藤正中「農地改革と農民運動」山岡栄市編著『山陰農村の社会構造』（鳥根大学山陰文化研究所研究叢書第1号）東京大学出版会、1959年。
- ⁹ 大幡村は、1955年に幡郷村、八郷村と合併して、岸本町になった。その後、2005年に岸本町と溝口町が合併して、現在の伯耆町になった。
- ¹⁰ 岸本町『岸本町誌』岸本町、1983年、677-683頁。
- ¹¹ 溝口町誌編さん委員会『溝口町誌』溝口町、1973年、282-284頁。
- ¹² 鳥取県『鳥取県史 近代 第5巻(資料編)』鳥取県、1967年、923-929頁。鳥取県『新鳥取県史 資料編 現代2 経済・社会・文化』鳥取県、2020年、42-63頁。
- ¹³ 野田公夫『〈歴史と社会〉日本農業の発展論理』（シリーズ名著に学ぶ地域の個性5）農山漁村文化協会、2012年。なお、「異議」「訴願」「訴訟」については、野田が簡潔に次のようにまとめている。それぞれ、「異議」は買収・売渡計画に対し、「関係者(当該地主・小作人)は、不服がある場合」（野田、175頁）に申し立てを行うこと、「訴願」は「市町村農地委員会の決定に承服できない場合に都道府県農地委員会に訴願を提起する」（同前）こと、「訴訟」は都道府県農地委員会に訴願してもなお「納得できる結論が得られなければ裁判に訴えること」（同前）である。
- ¹⁴ 以下、大幡村の地勢などについては、「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典31 鳥取県』角川書店、1982年を参照。
- ¹⁵ 前掲・各務（『鳥取県農地改革誌』）所収、各務武雄「小作争議回顧と小作料改定の時代」、17-31頁。前掲・鳥取県（『鳥取県史 近代 第5巻』）、691頁。中村政則『労働者と農民』（日本の歴史29）小学館、1976年。

- ¹⁶ 前掲・岸本町、709-712頁、前掲・溝口町誌編さん委員会、786-788頁。本企画所収の小島論文では、溝口町で起きた争議に矢田貝栄造(顕造の義理の伯父)が巻き込まれたことを指摘しており、矢田貝家が小作争議と無縁ではなかったことを述べている。
- ¹⁷ 富善一敏「矢田貝家文書第1次調査概報」『東京大学経済学資料室年報』第2巻、2012年、104-105頁。地主経営および地主小作関係の詳細については、本誌所収の小島庸平「鳥取県西伯郡大幡村における中規模地主矢田貝家の地主小作関係」を参照。ここでの土地面積は、小島論文の表1の1930年のデータを参照した。
- ¹⁸ 矢田貝淑朗[述]、二階堂行宣・中村尚史編『矢田貝淑朗オーラル・ヒストリー』交通協力会、2016年、32頁。この聞き取りは、2009年12月8日に行われた。
- ¹⁹ 農地委員会鳥取県協議会『鳥取県農地時報』第4号(1947.5.25)～32号(1949.9.14)(欠号あり)、国立国会図書館(憲政資料室、プランゲ文庫)所蔵。
- ²⁰ 三和良一・原朗『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会、2010年、145頁、「6・17 農地改革の実績」。
- ²¹ 『農地改革顛末概要』によれば、鳥取県の農地委員の耕作規模は7反～2町で70%を占めていたとの報告がある(前掲・農地改革記録委員会、572頁)。
- ²² 『農地等開放実績調査』の巻末に付された農地委員会へのアンケート。質問は9点あり、具体的には次の通りである。「1. 農地改革で最も苦勞したことは何ですか」「2. 委員会の会議で最も問題になったことを三つあげてその会議の年月日及び議論の要旨を書いて下さい」「3. 都道府県の指導をまたずに委員会独自で積極的にとりあげた問題とその経緯について書いて下さい」「4. 村(市町)内で農地委員会の仕事に理解をもち協力してくれた人々はどうな方ですか」「5. 村(市町)内で農地委員会の仕事に事々に反対したような人はいませんか。それはどういう方ですか。委員会はそれにどういう処置をしましたか」「6. あなたの村(市町)がまわりの市町村と特に変わった事情があったため農地改革において特に注意しなければならなかったことについて書いて下さい」「7. 農地改革でまだ不十分であると思われる点について御意見を書いて下さい」「8. 農地改革によって最も変わった点を三つ書いて下さい」「9. 農地問題について今後どういうことが問題となり、どうすべきか御意見を書いて下さい」
- ²³ 岩本純明「戦後の土地所有と土地規範」渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、2002年、前掲・齋藤、2022年、20頁。
- ²⁴ 各務武雄「第2回買収に際して」『鳥取県農地時報』第4号、1947年5月25日。
- ²⁵ 永江雅和「潮止村における戦時・戦後の自作農創設」『食糧供出制度の研究：食糧危機下の農地改革』日本経済評論社、2023年。
- ²⁶ ここで猶治と顕造の土地を合計すると、「18.869」となる(18町8反6畝。歩は30進法であるため、90は誤りか)。また猶治の土地を除いて合計を求めると、「11.959」となる。後者の「11.959」から、保有面積「4.4」を引くと、「7.559」となり、これも譲渡面積として記載されている「5.992」と一致しない。
- ²⁷ このような推察が成立する理由としては、『買収台帳』の作成者が「岸本町農業委員会」となっており、農地法(1952年)施行後の農地委員会から農業委員会への改組が反映されていることと、大幡村ではなく岸本町の町名が用いられていることから昭和の合併後に作成された資料であること、の2点が挙げられる。他方で、筆者は他町村の調査において、農地改革実施過程において農地の買収・売渡計画は計画ごとに作成されていることを確認している(新潟県、長野県、埼玉県など)。以上から、『買収台帳』は昭和30年以降に、岸本町農業委員会が農地の買収計画書を取りまとめた史料であると判断できる。
- ²⁸ 矢田貝淑朗オーラル・ヒストリーには記録されていないが、矢田貝家の関係者の証言によると、戦時

下の戦争協力(食糧増産)にともなう農地解放に応じて、一定の土地売却を行ったとの証言がある。このほか戦時期の矢田貝家に関する記録として、矢田貝顕造日記が存在しているが、翻刻は1941年までであり、戦時期の矢田貝家については今後の課題である。

- ²⁹ 自作農特別措置法第6条第3項。田の買収価格が賃貸価格の40倍と定められた根拠は、第1次農地改革のときに自作地収益価格から逆算して得られたものである(我妻栄・加藤一郎『農地法の解説』日本評論社、1947年、89頁)。
- ³⁰ 慣行小作権に関しては、前掲・農地改革記録委員会、1003-1019頁、齋藤邦明「農地の財産権と秩序：新潟県の軒前制を事例に」小林延人編『財産権の経済史』東京大学出版会、2020年。
- ³¹ 前掲・各務、123-138頁。
- ³² 「資料 地主保有面積築区分表」『鳥取県農地時報』第4号、1947年5月25日。
- ³³ 共同研究者の板垣貴志からの情報提供による。
- ³⁴ 「畑」という文字が含まれる字(あざ)名は「西畑ヶ田」であるが、この土地は大幡村岩立に6筆あった。地目としては田・畑とも存在している。立岩は矢田貝家が居住する上細見に隣接する集落であり、矢田貝家から立岩まではおよそ2キロ弱ある。当時の感覚からすれば、同地も「うちから近くて通いやすい場所」に含まれる可能性はある。
- ³⁵ 「[書状] (自作農創設報奨金関係)」『矢田貝家文書』昭和22年(Y55-14-4)。
- ³⁶ 中国四国農政局鳥取統計情報事務所『鳥取県農業の発展軌跡：100年のあゆみ』鳥取農林統計協会、1982年、61頁。
- ³⁷ 高橋伊一郎・白川清『農地改革と地主制：愛知県中島郡朝日村における実証的研究』(農業総合研究所研究叢書第38号)、農業総合研究刊行会、1955年などを除けば、自治体史などで断片的に言及されているものがほとんどである。
- ³⁸ 前掲・『矢田貝淑朗オーラル・ヒストリー』、32頁。
- ³⁹ 前掲・齋藤、2022年、23頁。同論文の中で筆者は現代史資料の危機も訴えたが、これに関連して、野田公夫もまた「当時の私自身が「鉛筆書きの現代史料」の価値を的確に見抜けていなかったことが悔やまれる。なお戦後史料は質・量ともに劣悪であることに注意を喚起したい」(野田公夫「[歴史随想] 時代の中の自分史・農業史」『経済史研究』第18号、大阪経済大学日本経済史研究所、2015年、155頁)と述べており、ここで念頭に置かれている農地改革関係資料の残りづらさを指摘している。周知の通り、農地改革後、農地法の制定により農地委員会は農業委員会へと改組された。そして、農業委員会に改組後も、農地法(農地統制)の運用に当たり、農地改革関係資料は現用資料として利用されることが多かったと考えられる。そのために戦後、自治体史編纂が行われる中でも、農地改革関係資料は調査・収集対象外であったためか、多くの地域で農地改革関係資料の残存状況は非常に悪い。筆者が調査する中でも、新潟・長野・埼玉・鳥取などの地域で農地委員会をはじめとする農地改革関係資料が残存が確認できなかった。その意味で、部分的にはあれ、農地改革関係資料が残存していた大幡村は貴重な事例であるといえる。

文献

- 板垣貴志「矢田貝家文書を活用した実践的な日本近現代史研究：住民参加型調査の可能性」板垣貴志ほか編著『地域とつながる人文学の挑戦：山陰の文学・歴史学・考古学研究から考える』山陰研究ブックレット7、島根大学法文学部山陰研究センター、2018年
- 岩本純明「戦後の土地所有と土地規範」渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、2002年
- 各務武雄『鳥取県農地改革誌』鳥取県農地委員会鳥取県協議会、1949年
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典31 鳥取県』角川書店、1982年
- 岸本町『岸本町誌』岸本町、1983年
- 齋藤邦明「農地の財産権と秩序：新潟県の軒前制を事例に」小林延人編著『財産権の経済史』東京大学出版会、2020年
- 齋藤邦明「近現代日本農業史のなかの農地改革」『歴史評論』第868号、2022年
- 齋藤邦明「地主・小作関係と農地改革：「産業としての農業」と「地域社会としての農村」から歴史をみる」鈴木淳・山口輝臣・沼尻晃伸編『日本史の現在6 近現代2』山川出版社、2024年
- 高橋伊一郎・白川清『農地改革と地主制：愛知県中島郡朝日村における実証的研究』農業総合研究所研究叢書第38号、農業総合研究刊行会、1955年
- 中国四国農政局鳥取統計情報事務所『鳥取県農業の発展軌跡：100年のあゆみ』鳥取農林統計協会、1982年
- 戸塚喜久「『各府県農地改革史』解説」『復刻版 鳥取県農地改革誌』不二出版、1990年
- 鳥取県『鳥取県史 近代第5巻(資料編)』鳥取県、1967年
- 鳥取県『新鳥取県史 資料編 現代2 経済・社会・文化』鳥取県、2020年
- 富善一敏「矢田貝家文書第1次調査概報」『東京大学経済学資料室年報』第2巻、2012年
- 内藤正中「農地改革と農民運動」山岡栄市編著『山陰農村の社会構造』（島根大学山陰文化研究所研究叢書第1号）東京大学出版会、1959年。
- 永江雅和「潮止村における戦時・戦後の自作農創設」『食糧供出制度の研究：食糧危機下の農地改革』日本経済評論社、2023年
- 中村政則『労働者と農民』（日本の歴史29）小学館、1976年
- 農政調査会『農地改革資料集 第11巻 農地改革実績篇』農政調査会、1980年
- 農地委員会鳥取県協議会『鳥取県農地時報』1947～1949年
- 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』農政調査会、1951年
- 野田公夫『〈歴史と社会〉日本農業の発展論理』（シリーズ名著に学ぶ地域の個性5）農山漁村文化協会、2012年
- 野田公夫「〔歴史随想〕時代の中の自分史・農業史」『経済史研究』第18号、大阪経済大学日本経済史研究所、2015年
- 溝口町誌編さん委員会『溝口町誌』溝口町、1973年
- 三和良一・原朗『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会、2010年
- 矢田貝淑朗 [述]、二階堂行宣・中村尚史編『矢田貝淑朗オーラル・ヒストリー』交通協力会、2016年
- 我妻栄・加藤一郎『農地法の解説』日本評論社、1947年